

TAX NEWS

—ご存知でしょうか？ 附帯税—

消費税や所得税、法人税などは普段聴き馴染みのある税金だと思いがすが、“附帯税”という税金をご存知でしょうか？

附帯税とは簡単にいうとペナルティのような税金です。今回はこの附帯税をご紹介します。

【過少申告加算税】5%～15%（平成28年分以後分）

税務調査で経費を否認された場合や売上計上漏れなどで修正申告後の税額が多くなった場合に課されます。

ただし、調査通知を受ける前に自主的に修正申告書を提出した場合は課されません。

追加で納める税額



5% (10%) ※

※追加で納める金額が50万円と、当初の申告納税額のいずれか多い額を超えている場合、その超える部分は10% (15%) () 内は更正等予知以後

【無申告加算税】5%～20%（平成28年分以後分）

法定申告期限から1ヶ月以内に申告書を提出しなかった場合に課されます。

申告時に納める税額



10% (15%) ※

※調査通知を受ける前に自主的に提出した場合は5%、納税額が50万円を超える部分は15% (20%) () 内は更正等予知以後

【重加算税】35%～40%

税額計算の基礎となる事実を偽装又は隠ぺいし申告をした場合、または申告しなかった場合に上記過少申告加算税・無申告加算税に代えて課されます。

追加で納める税額※



35%※

※1 無申告の場合は申告時に納める税額×40%

【延滞税】年2.6%～年9.2%（税率は申告年により異なる）

法定納期限までに納税しなかった場合に課されます。2ヶ月以上遅れた分に関しては高い税率になります。

納付すべき税額



2.6%※



日数

365日

※平成30年かつ2ヶ月以内納付の場合

【不納付加算税】5%～10%

源泉徴収税を法定納期限までに納付しなかった場合に課されます。

納付すべき税額



10%※

※税務署からの指摘を受ける前に自主的に納付した場合5%

（文責 坂下 宏彰）